

砺波市告示第50号

振動規制法に基づく地域の指定等について

振動規制法(昭和51年法律第64号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により特定工場等において発生する振動、特定建設作業に伴って発生する振動及び自動車が道路を通行することに伴い発生する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域(以下「指定地域」という。)を次の1のとおり指定し、法第4条第1項の規定により指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準を次の2のとおり定め、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。)別表第1付表第1号の規定による区域を次の3のとおり規定し、規則別表第2備考1の規定による区域及び同表備考2の規定による時間を次の4のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係詳細図面は、砺波市役所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

砺波市長 上田 信雅

1 指定地域

砺波市の区域のうち、平成24年4月1日において都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、同法第8条第1項第7号に掲げる風致地区を除く。

2 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	左記の区分に対応する時間の区分ごとの規制基準	
	昼間(午前8時から午後7時まで)	夜間(午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域(1)	65デシベル	60デシベル
第2種区域(2)	70デシベル	65デシベル

次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

(1) 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22

年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域

- (2) 第 1 種区域に接する第 2 種区域(2)の当該接する境界線から当該第 2 種区域(2)内へ 50 メートルの範囲内の区域((1)に掲げる区域を除く。)

備考 第 1 種区域、第 2 種区域(1)及び第 2 種区域(2)とは、前項の指定地域のうち次に掲げる区域をいう。

- (1) 第 1 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
- (2) 第 2 種区域(1) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- (3) 第 2 種区域(2) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域

### 3 規則別表第 1 付表第 1 号の区域

- (1) 前項の第 1 種区域及び第 2 種区域(1)
- (2) 前項の第 2 種区域(2)のうち、当該区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域

### 4 規則別表第 2 備考 1 の区域及び同表備考 2 の時間

#### (1) 区域

- ア 第 1 種区域 第 2 項の第 1 種区域
- イ 第 2 種区域 第 2 項の第 2 種区域(1)及び第 2 種区域(2)

#### (2) 時間

- ア 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで
- イ 夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで